

翻 訳

フィリップ・サニヤック著

「フランス革命における民事立法」(3)

フランス近代法研究会

第二章 身分証書

第一節

家族立法全体は、家族関係に依存している。これらの諸関係は、さまざまな証書によって認定される。そこにこの証書の重要性がある。すなわち人の生涯におけるあらゆる状況について証明するためには、これらの証書を作成し、注意深く保管する必要が生ずる。誰が各人の民事上の身分を認定する権利を有するか。國家なのか、それともそれ以外の権力なのか。このようなことが、革命の下で提起された問題である。聖職者は、何世紀にもわたって市民の民事上の身分の絶対的支配者であった。革命家たちは、この権限を聖職者から取り上げ、国家にそれを付与することを念願した。

君主政の下でも、この問題は提起されはきたが、根本的に解決することができなかつた。王権は、教会および教皇と同盟を結んでいたので、聖職者から洗礼、婚姻および死亡を認定する権利を取り上げることなど、思いもよらなかつた。王権は、聖職者にこの権利を認め、そして、非常に古い慣習法を利用して⁽¹⁾いた。しかし、他方で、王権は、正確で統一的な認定（方法）および身分証書（actes de l'état civil）の完全な保存を達成するために、厳格な管理を行ふことを欲した。国王は、（そのため）あらゆる手段を尽くした。国王は、まづ、登録簿の（太字体で書かれた）謄本（les grosses）を國王裁判所の判事または書記に送付することを命じ、次に、国

王は、新しい官職株保有者（officiers）^②すなわち、登録簿保管書記（greffiers conservateur des registres）を置いた。^③ところが、これらの新しい官職は、教会の人々によつて獲得され、独立せりまつた。ソレや、国王は、登録簿管理官（contrôleurs des registres）を設立した。^④ わるい、登録簿抄本管理官（contrôleurs des extraits des registres）を設立した。^⑤ 國井ば、さうめんど絶えや新し官職株を創設し、ひよどり交代制の保存・保管書記（greffiers-gardes conservateurs alternatifs）を置くに至った。^⑥

（二）死文化して

（二）のようだ）聖職者たちの無視はやまなかつた。司祭は、

しかしながら、聖職者は、これらの王令および王示の施行に常に反対し続けた。一五八五年、一六三五年、一六七〇年および一七一〇年の聖職者会議において、彼らは、激しく不满を述べた^⑦。聖職者は、諭めたかのように見えたときでも、実際は、以前と同様に好き勝手に振る舞つてた。そこで、王は、新たに置いたすべての官職を廃止し、すべての登録簿を、当初のように判事または書記に送付する^⑧ことを命じた。王権は、このように立法作業を続けたが、徒労に終つた。やがて、一七三六年には、一六六七年と同様に、王権は、いくつかの地域で行なわれていた慣習を一般化し、聖職者に

（二）のようだ）の公署登録簿を保存するように命じた。^⑨この場合、そのうちに多くの当事者の署名を要するとした。^⑩ 各登録簿は、さしかこゝれまでの徒勞であった。国王による王令、王宣（déclaration）および王示、国王顧問会議（Conseil du roi）および高等法院（cour du Parlement）の平決、民事代官（lieutenant civil）^⑪の命令および判決（sentence）^⑫しばしば死文化して

身分証書を世俗化させることに關してまだ十分に自由でも強力でもないと感じていた。教会は何世紀も前から登録簿を握っていた。登録簿は、王権神授説に基づく君主政の側が取り上げることなど夢にもできないほどの伝統的な占有物であった。ただ、フランス革命のみが身分登録簿の世俗化を企てることができたのだった。

一七八九年、国民はこの大改革を夢想だにしていなかった。いくつかの陳情書だけが「法が遵守されず、かつ執行もされなかつたため、家族が遺産を相続しえなかつたことが、数多く生じた。(このため)家族の保全と平穏のため、また家族に遺産の相続を保証するため」⁽¹⁴⁾、王示・王令を厳格に執行することを要求するに止まつた。その他の陳情書では、婚姻特免の⁽¹⁵⁾廃止が要求されている。この要求は、金持ちにとつてある種の支障を取り除いてやるものだが、貧乏人にとっては、結婚の妨げとなることは相変らず続くのである。あるいは、少なくとも、この特免状の交付、それもローマ教皇によるものではなく、司教によるもの требует,さらにできるかぎり無料で交付されることを要求している。⁽¹⁶⁾(以上のように、陳情書では)個別要求しか表明されておらず、一般理論は見当らぬ

い。おそらく、人々は、ローマのくびきから逃れることは考えたが、完全に宗教から離脱することをまだ望んではいなかつた。

第二節

世俗化という考事が、ブルジョワ階級のエリートの間に、

はあるが、為し遂げなければならないものであった。議員たちは、逡巡することなく、この仕事に着手した。

すべての（身分に関する）民事行為のうちで最も重要なものは、婚姻である。その他は、たんに、認定を要する事実にすぎない。婚姻だけがまさしく行為であり、また、そのようなものとして、非常に複雑な立法によつて規制されていた。

婚姻の概念自体を全面的に改めることなしには、婚姻を認定する権利を教会から剥奪することはできなかつた。実体を変えることなしに、形式を変えることはできない。したがつて、まず、婚姻に関する立法を検討し、ついで、それについての一般原則を考察し、かつ、論じなければならぬ。

教会法は、婚姻を、一つの秘蹟として、また教会を仲立ちとするイエスとの結合の象徴とみなしている。その結合は、神によつて設けられた、永遠の分離できないものであり、神の御業に結び付けられている、終りのない、かつ、完全な性質によつて特徴づけられている。⁽¹⁷⁾ 教会が婚姻に適用する主たる原則は、（婚姻）が秘蹟であるという性質から導き出される。教会だけが絶対的婚姻障碍を創設することができ、教会自身の法律によつて婚姻の結合を規制することができるとい

う主張もまた、そこから導き出される。すなわち、それは、婚姻適齢については、男子一四才、女子一二才と定め、当事者の単なる合意、教会法典の定める四親等までのすべての血族関係の不存在、⁽¹⁸⁾ 小教区の主任司祭および証人二人の結婚式への出席を必要とした。

王権が教会法を補足するために、新たな婚姻障碍を付け加えたのは確かである。すなわち、子どもの婚姻につき、それが強大になるといふ危険に對処するため、ローマ教会の原則を維持すること、および、神聖な結合に公示を不可欠なものとするに努めた。王権とローマ教会といふ二つの拮抗する権力は、ここでは互いに支えあつていた。婚姻は、依然として本質的に秘蹟であった。婚姻は、二人の証人の面前において司祭によつて司式され、司祭が各自の登録簿に基づいてこれを認定した。そして、この婚姻の司式および認定は、教会法の要件をすべて満たす者だけが行うことができた。それにもかかわらず一六世紀以降には、宗教改革者と思想家は、婚姻を一つの人間的制度にすぎないとみなすに至つた。

ルターは、婚姻は「他のすべての肉体的な業と同様、宗教外の、世俗的な事柄である」⁽²³⁾と考へた。カルヴァンは「婚姻は、農業、建築業、または理髮業⁽²⁴⁾と同様、秘蹟となりうるものではない」と考へた。

ヤン・ド・ローノワ⁽²⁵⁾とシェルベ⁽²⁶⁾からボティエ⁽²⁷⁾とデュランマイヤンヌにいたる啓蒙思想家や法律家すべては、婚姻を純粹な契約⁽²⁸⁾とみなした。彼らは、教会が確立しようと努めてきた区別を横取りし、それに全く違つた内容と意義を与えた。婚姻における不可欠な要素、それは、契約であること、また秘蹟は、それに先行する実質である契約が身にまとう形式以外の何ものでもない、と主張するに至つた。それゆえ、彼らは、

ローマ法の諸原則を援用した。すなわち「婚姻は同棲によつてではなく、合意によつてつくられる」⁽²⁹⁾。長年にわたるカトリック教会の束縛からの個人と国家の解放を熱望した哲学、そ

してローマと教会法とによるあらゆるくびきを断ち切ることのみを考えているプロテスタンティズム⁽³⁰⁾とガリカニズムは、婚姻をその本質においてもその形式においても変質させようとした。國家の教会からの独立、信仰の自由は、この変質を要求した。

第三節

一 一七八九年八月一二日、憲法制定議会は、聖職に関する委員会⁽²⁷⁾を創設した。この委員会は、憲法委員会と協同して人の身分（制度）の改革を目指すものであった。憲法制定議会は、八月二〇日に、一五人の委員を任命した。委員会は、直ちに婚姻に関する審議を開始した。

八月四日以降、憲法制定議会は、数多くの陳情書の要望に応えて、今後、司教区所属の信者は、（当時ローマ教皇庁から交付されていた）特免状の交付を司教に要求しなければならないし、しかもそれは無料で交付される旨を決定した。聖職に関する委員会は、もしくはこの委員会の中でも最も大胆なメンバーは、始まつたばかりの事業をさらに発展させて、國家による特免状のみを存続させるため、婚姻に関するあらゆる特免状を廃止し、司教の特免状すらも廃止しようとした。ついで、ここでもまた相変わらず、デュランマイヤンヌは、一二月二三日、聖職に関する委員会において、婚姻の諸規則を定めるため、教会側と協議するよう提案した。しかし、聖職者たちは、いつこうに耳を貸そうとはしなかつた。彼らは、

この提案に応じることは危険であると感じた。それから、彼らは、憲法制定議会の諸改革、ことにマンモルト財産の世俗化に対して強い不満を抱いていた。しかし、聖職に関する委員会は、作業を続行し、教会権力の協力なしに、婚姻について単独で立法する旨を提案した。

しかし、国家は、婚姻に関して、単独で立法する権利を有するのか。換言すれば、婚姻は、その性質上、世俗的権力に従う單なる契約なのか、または秘蹟、したがって教会の権威によつて支配されるものであるのか。ここには、相变らずの宗教界と俗界との境界をどこにおくか、という困難至極な問題がある。

聖職に関する委員会と国民議会とは、この神学の領域にためらわずに突入した。教会は、デュラン・マイヤシヌ、カミュー⁽¹³⁾およびトレヤール⁽¹⁴⁾に対し、その理論を対置しなければならなかつた。そこで、論争を予期し、また議会が教会財産の世俗化および聖職者民事基本法⁽¹⁵⁾に関する定めたあらゆるデクレに不満な教会は、脅威に曝されている教会法およびその権威を、かつてないほど抜かりなく防衛した。教会は、婚姻に関して定めた禁止条項および障碍条項を、すべての忠実な信者に対

し強制しつづけた。教会は、多くの婚姻を逕らせまた妨害した。サン・シュルピス教会の司祭は、テアトル・フランスの役者であるタルマ⁽¹⁶⁾に対し、婚姻の祝福を拒絶し、教会が、役者を音楽家の名の下に結婚させて、一般に潜脱することでの禁止条項を、あらためて適用した⁽³¹⁾。教会法の諸戒律の厳正な遵守が強化されるに伴い、多くの家族は、内縁関係の下に生きることを余儀なくされた。その結果、多くの不満が国民議会に訴えられるに至つた。（国民議会は）、直ちに決断しなければならなかつた。

それゆえ、聖職に関する委員会は、婚姻特免状および婚姻の障碍に関するデクレ草案を準備した。一七九〇年一二月三一日の国民議会において、議長は、委員会草案を翌日の会議の議事日程に載せる予定であると告げた。ペティオン、ブショ⁽¹⁷⁾は、その取り扱いには微妙で、困難至極で、危険な問題があり、しかもこのことに気付いている議員はほとんどおらず、もつと他に、より差し迫つた討議すべき問題があると主張した。したがつて、彼らは、立法期日の延期を要求した。議会は、期日を定めることなくその審議の延期を宣告した⁽³²⁾。

しかし、草案の審議を延期したところで、日々現実か

ら生じてくる、より重大で、かつ、より多くの困難を避けて通ることにはけつしてできなかつた。聖職者民事基本法が生みだした思いがけない結果は、国民議会にその問題の再度の検討を余儀無くさせるに至つた。聖職者民事基本法に基づく宣誓を拒んだ聖職者は、忠実な信者に対し、宣誓司祭⁽³⁾ (prêtres assérants) の前で婚姻をしたり、彼らの子供に洗礼を受けさせることを妨げるために、あらゆる影響力を行使した。カトリック教徒は、聖職者民事基本法に従う主任司祭の面前に赴くことを拒否した。少数ではあるが、無視できない数の人たちが、かくして法律の境外に身を置き、民事上の権利と行政権との享受を自ら拒否した。パリ市庁 (corps municipal) は、国民議会に対して不服を申立て、一七九一年五月一〇日、その名において請願書を提出する権利を国民議会に要求した。議員たちの多くは、なおもその請願および問題を回避しようとした。

しかし、国民議会はまさにこの日、請願権はすべての個人に帰属すると宣言したばかりであった。それゆえ、パリ市長のバイイ⁽⁴⁾に、五月一四日の会期で見解を述べることを認めた。彼は、フォンテーヌ・ド・グルネル地区の警察の報告に基づ

いて、カトリック教徒が宣誓拒否司祭による洗礼を秘密裡に子どもたちに受けさせ、その結果、彼らから私法上の身分までも奪つてしまつたと述べた。彼は、複数の宗教が共存し礼拜の自由が宣言されている国家においては、宗教と法とを区別する必要を強調した。彼はまた、市民の私法上の身分を世俗化するため、出生、婚姻および死亡の認定を受理する吏員にそれらを託すことを定めるデクレの制定を請願した。そしてこの吏員は、様々の宗教的見解から独立し、かつこれらすべての見解と両立し得る方式で、これらの事実の届け出を受理するものとした。聖職に関する委員会の構成員であるラシジョイネ⁽⁵⁾は、バイイを支持して、法律が必要となるであろう、六ヵ月以上も前からそれを準備している聖職に関する委員会は、法律(案)を国民議会からの要求があれば、いつでも提出できる状態にあると付け加えた。コンペールは、月並みな議論、すなわち、国民議会はより差し迫つた検討すべき課題を抱えているし、また、このような重大な改革については国民感情が十分に熟しているとはいえないし、さらに、次の議会への繰り延べだけが今後なし得る唯一の方策である、と反論した。しかし、それは無駄であった。国民議会は聖職

に關する委員会の報告を五月一七日の議事録に上程する。

(33) とを決定した。

*本号の翻訳にあたっては、野田良之「フランス法概論」上

巻(有斐閣、一九六〇年)、J. ニルシム(瓜生洋一他訳)『フ

ランス革命年代記』(日本語訳社、一九八九年)、Grand

Dictionnaire universel du XIX^e siècle, (Paris); Petit Rober-

t 2 SNL-Le Robert 1980.

また、訳文()を付したものば、訳者が獨創的いため
のやある。れども、改行より少しあれば原文通りではな
く、いねや、訳者が適宜行つたものである。

監修。エドワード・Arch. nat. AD ii, 12.

(7) 一五八五年の臨時制会議(Assemblée du clergé)編纂 t. I, p. 365; — 一五九〇年 t. II, p. 749; — 一六〇〇年 t. V, p. 78; — 一七一〇年 t. VI, p. 1120.

(8) 一七〇五年七月の王令、一七一六年一一月の王令(一六九一年一〇月二十九日)、一七〇五年六月の王令(一七〇五年六月二十九日)が最も古いもの公爵の最高位。ベリ

高等法院に參集し、自分たちの係争を同監公のみで裁へる」とができる
特權を有する(訳者注)。ナントン。前掲書三〇頁参照)の裁判所
おもむかしの他の裁判所の所在する王國のすべての都市において創設
された、洗礼、婚姻および埋葬に関する登録簿の保管書記および管
理官の官職名を廃止し消滅せらる。・・・

(9) 一七三六年四月九日の王令。Isambert, op. cit., XXI, p. 405.

(10) 一七四六年七月一一日の国事顧問会議の釋放。Arch. nat. AD ii, 12.

(11) ジャックモード用ひられた固有の王令(acte royal)などと見えて、
正しく參照。一七七八年二月七日(一七〇六年八月四日の民事代官)に關す
る王令、一七三一年七月二十七日(一七七五年三月三〇日の民事
代官の釋放(sentence))。Arch. nat. AD ii, 12. (スル原書)一六
〇頁一〇)

(12) 解釈を禁止する王令(一七八一年五月一一日)。Isambert, op. cit., XXVII, p. 190.

(13) 一七三八年二月二十七日まで、ナントン地方のナントン
の同祭は、身分登録簿の登録を妨げた。一七七一年五月二〇日の
高等法院の登録簿の抄本。Arch. nat. ADii, 12 ペナルト)。

原注 (1) 一五三九年の王令。Isambert, Recueil général des
anecdotes des franchises (Paris, 1827), XII, p. 610.
(2) 一五七九年の王令。ibid., XIV, p. 423. (スル原書)一五九〇
年一二月二十九日。(スル原書)一五九〇年二月二十九日
(3) 一六九一年一〇月の王令。ibid., XX, p. 141.
(4) 一七〇五年六月の王令。ibid., p. 466.
(5) 一七〇六年一〇月の王令。ibid., p. 490.
(6) 一七〇九年八月二十一日(スル原書)。Archives nationales (国立文

一七八一年から一七八五年までの登録簿が紛失している（原文は「一七八一年から一六八五年となつてゐるが誤植ではないかと考える」¹ 訳者註）。Arch. nat., Dii, 87.

(14) やコルベーの教区（やコの市壁外地区）の慶賀書 | 八条 *Archives parlementaires de 1787 à 1860* (エリック A. P. ルルク) IV, p. 718.

(15) ベリテアタノ地区 (distinct) 第三身分の陳情書 | 七条 A. P. V. p. 316. トマソスの第三身分は國家が特免状を交付するより要請なし。

(16) ルネガモウジも多くの見られる要望である。（以上、原書）一六二頁 | 一一〇)

(17) ルネガモウ公爵第 | 四余期【婚姻の秘密の教義】 *Doctrina de sacramento matrimonii* | ルネ版 | 一六七五年 | 九三頁。公爵は既定 条文一：《せん、教会ノ七シノ秘密ノ一事ガ主イハヌニナムハ其出 銘定メラシタモノナク、人間ノ手ニヨシテ教会ノ中ト作ラシタ、 ル即ウ者ガアレバ神ノ恩寵ニ浴スルコトタワズ、破却シヤムハ》 (筑田忠文学部助教授訳) (原書)一六二頁一

(18) ルネガモウジより定めたたる年齢は、教会よりハセ 認められた。クニガリウス九世 (東ローマ帝国皇帝、在位1174年～1186年—訳者註) 署の教令釋疑。IX, IV, 11, 10.

(19) ルネガモウ公爵議第一回会期第一章冒頭。Pothier (Robert Joseph, 1699-1772。法律学者、その諸著作が、ルネガモウ此地典と大きな影響を及ぼした—訳者註)【婚姻の契約】 *Contrat de mariage* I, n° 321.

(20) ルネガモウ公爵議 (1111年)。Pothier, *ibid.*, I, n° 146. 指定。 (21) ルネガモウ公爵議 | 四余期決定条文第一章 | 三項の公報の

後、「神ノ前デノ婚姻ハヨトノ如ク執行サンレバ。司祭：…「我々、父ナ子ト聖母ノ御名ニ於テ汝ラ夫婦トナセコ」と宣誓ス」(貴田晃文学部助教授訳)。

(22) 一六九七年三月の王室參照。「庶重なる聖なる公会議では、婚姻の秘密としての本質的儀式として婚姻契約をする者たる自身の王室同様の出席を定めていたので、我が祖宗歷代の王は、数多くの王令により、シトモ賛明なしの規定の執行を認可してきた」。契約者が自身の主任司祭の立会に關しては、一六九七年六月一五日の王室參照。

「主任司祭以外の司祭の前で契約した者は、教会法または王令に定められた形式に従つての婚姻を復権させるために、大司教または司教の前に出席しなければならない」。Arch. nat., ADii, (エリック) 五三 | 三三 | 三三 | 一～五)

(23) ルネー (Luther)【姉妹生活ヒント】 *De la vie matrimoniale (ed. allemande de Wurtemberg)* VI, p. 6.

(24) ルネガモウ公爵議 *Insti. chrét.* liv. IV, chap. XIX p. 34.

(25) ジャン・ル・ド・ラヌ (Jean de Launois) ルネガモウの母の書簡 | 婚姻と闇を圖する標題 *Pouvoir du roi en ce qui concerne le mariage* | ルネガモウ (Pothier) 前報 I, 1, au début。ルネガモウ (Portalis) ルネガモウの婚姻の有効性と ルネガモウの問題 *Consultation sur la validité du mariage des protestants* (一七七〇年)。

(26) ルネガモウ (Pothier) 前報 I, p. 5. ゼンセニシトーレスの原則記載の用。ルネガモウ (Durand-Maillane) の報告書は、同じくルネガモウの問題 *A. P., XXVI*, p. 166.

(27) Duvergier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'Etat, de 1788 à 1824*. Paris, I, p.

43.

- (28) Durand-Maillane, *Histoire apologétique du Comité ecclésiastique de l'Assemblée nationale*, Paris, 1791, p. 2. (五四、原書116頁～117頁)
- (29) 一七八九年八月四日のトゥルーズ第111条。
- (30) Durand-Maillane, *op. cit.*, pp. 280-283. (五四、原書116頁～117頁)
- (31) タルトビの語彙（一七九〇年七月二二日）ある本件は國わゆるアントワーティヤンヌの報告。Arch. nat., AD XVIII c. t. 160. A. P., XXVI, p. 186.
- (32) A. P., XXI, p. 745. (五四、原書116頁～117頁)
- (33) A. P., XXVI, pp. 77-79. (原書116頁～117頁)

(34) 試験法上の用語で、太文書 (*en gros*) 書かれた執行力ある判決書あることは書類の (*expédition*) (出本) である。執行力ある出本と証す。法務省令第三回「印紙手帳執行制制度」(法務大臣官房調査課) [昭和三一年三月] 一九五頁。

(2) されば、王によつて任命され、*lettre de provision d'office* (詰令) を授けられる。詰令によつて一定の官職 (*office*) を授けられ、その職務の内容は別と王令をもつて定められる。この官職はかなり早期から国王によつて先づされ、後に官職の売買は王權により制度化されるど至る。この制度化の後、官職を買ひ取つた者は、それを転売し、または相続(世襲)せざるゝがであるようになる。野田。前掲書三一九一三三頁参照。

(3) ブンヴァ・ム・ペリ (ブンヴァン・ブルーにおけるペリ市長職) のトにある代理官職の一。民事裁判の判事を務めた。また、民事

上の諸題を処理し、家族の問題の処理にもあたつた。

(4) 本文稿(1) (大東法学三卷一号、一九九三) 一〇五頁上段参照。

(5) 例外的に権利を認めること。この場合、ローマ教皇が発するもので、婚姻に関するものである個々人の生育の度合いを勘案した上で、法定の婚姻年齢に達しなくとも婚姻を許可する制度のことである。

(6) この制度は、婚姻可能な条件として、職業その他の制限を付したため、様々な問題が生じた。

(7) 一六世紀初めに始まつたフランスにおける宗教改革の動きは、最初はカトリック教会内部の動亂であつてローマ教会に対抗するものではなかつた。しかし、ファンヌ (G. Farel) やブルッカ (L. de Berquin) の指導の下、強力な組織的運動となつたために、厳しく弾圧がこれに加えられた。こうした弾圧の中でも改革運動は急速に広がり、やがてカルヴァン (Calvin) を中心とした組織的な宗教改革運動がフランス全土に展開されるようになり、宗教戦争をも引起すこととなる (野田 前掲書四五三頁以下参照)。

(8) gallicanisme フランス教会の自由 (libertés de l'Eglise gallicane) とも呼ぶれ、フランス教会に対する教皇の権力を制限しようとする考え方である (野田 前掲書四五三五頁以下参照)。

(9) ジャンセニズムは、イブルの司教であったコルネリウム・ジャンセンの教説に基づく神学的運動であり、恩寵論をめぐる主としてイ

リエ著 藤川正信訳「床屋医者バレ」福武文庫参照。

エズス会士との信仰上の論争である。その立場に立つ司教をシャンセニストという。シャンセニストは教皇から終始認められなかつたが、わざとモーテー・セント・アントワネットによって完全に禁止された。

しかし、これに不満な何人がのシャンセニストである司教は、ガリカニスム（前注⑦参照）に依拠して反対の主張となえた。野田前掲書四〇一四四一頁参照。

⑯ 原注（12）参照

⑰ DURAND de MAULANE, Pierre-Toussaint (1729-1814) 教会法学者。憲法制定議員・国民公会議長。ルイ=フィリップ公爵の高等法院付弁護士。全国三部会代表に選出され、聖職者に關する委員会の有力メンバーとなる。聖職者民事基本法の起草者の一人。婚姻の世俗化に尽力した。

⑲ 一七八九年八月二〇日、憲法制定委員会において設置が決定された。この委員会は、主として教会問題を取り扱うために設置された。当初委員は、二人の司教、三人の修道院長、数人の「愛國派」（ラ・ブラン・ド・ヤンヌ、ラ・サン・シヨイネなど憲法制定議会の改革派議員）から構成された。一七九〇年二月七日、議員を倍加して改革派が多数を占めた。この委員会は教会財産の国有化（一七八九年一二月四日）、聖職者民事基本法（一七九〇年七月二二日）などの改革を推進した。

⑳ CAMUS, Armand Gaston (1740-1804) 農殖豈かな法律家であるルイ=フィリップ公爵の政治家、外交官、全国三部会の第三身分の代表。憲法制定議会の議員として、一七九〇年七月の聖職者民事基本法の制定に貢献。また国立文書館（Archives nationales）の創設および管理の任を、憲法制定議会により負わされた。一七九七年まで、（総裁政府時代の）五百人議会の議員および議長。執政政府（一七九九年一月前掲書四〇一四四一頁参照）

八〇四年）に反対した。

㉑ TREILHARD, Jean-Baptiste (1742-1810) 政治家、弁護士。憲法制定議会の議員として、副議長民事基本法の制定に参画。国民公会（Convention, 一七九二年一九五年）の議員に再選され、山岳派に属し、第一次公安委員会委員（一七九三年）。テルミュール（熱月）九年の政変（一七九四年七月二七日）後、五百人議会の議長。全権行使としてナボリに派遣され、まだラ・シヨタハ（Rastadt, バーデン）会議（ライン左岸の帰属を決する会議）ではフランス代表となる。一七九八年五月六日、フランソワ・ル・ク・ヌ・シャトーに代わり総裁政府に入つたが、五百人議会議員辞職後一年未満で総裁になつたのは違憲であるとして、一七九九年六月一六日に辞職を免められた。帝政下では、コ・セイユ・デ・タ評定官、伯爵の称号を授かれた。

㉒ 封建制の廃止と教会財産の国庫収用に伴い、聖職者の身分が国家の官吏に転化したが、この聖職者の官制、任免規則および歳費を定めた法律。立法、行政、司法などの組織とならぶ憲法条項の一部として、後注㉓にあるように、一七九〇年八月二四日に国王の簽署をえた。

㉔ TALMA, Francois Joseph (1761-1826) 悲劇俳優、ペリ生れ、ノーベル賞受賞者。ルイ・フィリップ（M. J. Chénier）の戯曲「シャルル九世」が初舞台。シニエ（M. J. Chénier）の戯曲「シャルル九世」を初演（一七八九年）。この作品の上演により、ローベル・トランセーは座は分裂。タルマは、別の劇団を結成し、デ・シス（J.-F. Ducus）脚色によるオセロ、マクベスおよびハムレット等を演じた。一七九九年、コメディ・フランセ座に復帰し、当時、評価のわかれていいたコルネイユ（Corneille）の諸作品の主役を演じ、ナポレオンの

愛顧を得た。タルマは、事物の本性と歴史的真実に従つた舞台衣装と発声法とを舞台に導入し、演劇を大改革した。

⑯ 本訳稿〔大東法学第三卷第一号（一九九三）〕一〇六頁下段参照。

⑰ PÉTITION de VILLENEUVE, Jérôme 1756-1794. 政治家、弁護士、第三身分の議員であり、一七九一年一月、パリ市長、一七九

二年九月、国民公会の議長、そして最初の公安委員会のメンバーとなる。シロンド派を支持し、一七九三年四月、弾圧されボルドー地方に逃げるが、追いつめられて自殺する。

⑲ BOUCHE, Charles-François(-1794). 政治家。プロヴァンス地方に生まれる。エクスニアソン＝プロバンスの高等法院付弁護士。全国三部会代表に選出され、新しい思想を持ち、活動した。

⑳ 聖職者民事基本法に宣誓をした聖職者。

㉑ BAUILLI, Jean-Sylvain (1756-1793) 学者、政治家、アカデミー

会員。一七八九年七月一日より市長となり、ラファイエットとともに、憲法制定国民議会において重要な役割を果たした。一七九一年七月十七日の共和派のデモ際に戒厳令を発し、シャン・ル・マルスの虐殺を引き起し、一一月一日に市長辞任を余儀なくされた。この事件の責任者として一七九三年七月に逮捕され死刑に処せられた。

㉒ LANQUINNAIS, Jean Denis (1753-1827) レヌ出身の弁護士、政治家。ブルトンクラブを設立した、これが後にシャン・ル・マルスの名前となる。共和暦三年（一七九五）の憲法制定に貢献し、元老院議員（一八〇〇年）、王政復古後には貴族院議員となる。

㉓ 原語は、法律 (loi) となつてゐるが、前述のテクレを指す。正確な名称は、Constitution Civile de Clerge で、一七八九年八月二〇日任命の聖職に関する委員会の手で立案され、九〇年五月半ばか

に約二ヵ月の審議を経て、七月一一日に憲法制定国民議会で採決され、同八月二四日、国王の審署 (promulgation) を得た。このように、議会の議決を経た法案は、なる décret (トラン) になりますが、国王の審署をまつて初めて loi (法律) となります。
(代表：江藤介泰、瓜生洋一、荻原貞正、白石裕子、星野澄子)